

METのITへの取り組み

専務理事 藤原 孝行

この1年のMETの活動は、コロナ禍により大きく影響を受けた。5月の定時総会のリモート開催を皮切りに、各委員会活動、理事会、運営会議等を事務所でのリアルとZOOMによるリモートの併用によりなんとか活動継続をおこなってきた。新年度も、この方向は変わらないと考えられる。当分不自由な活動となる。

しかし、こうした活動方法は、設備設計を取り巻く環境の変化が顕著になってきた。業務のIT化特にBIMの進捗は大きな動きである。

こうした変化に対し、私たちの業務方法も変化が求められている。そうした変化に対して的確迅速に対応していくためには、先進的な業務方法を行っている事例の調査などを積極的に行う必要がある。同時に、IT化の光と影をしっかりと勉強しておくことが大切となる。便利さとリスクはトレードオフである。

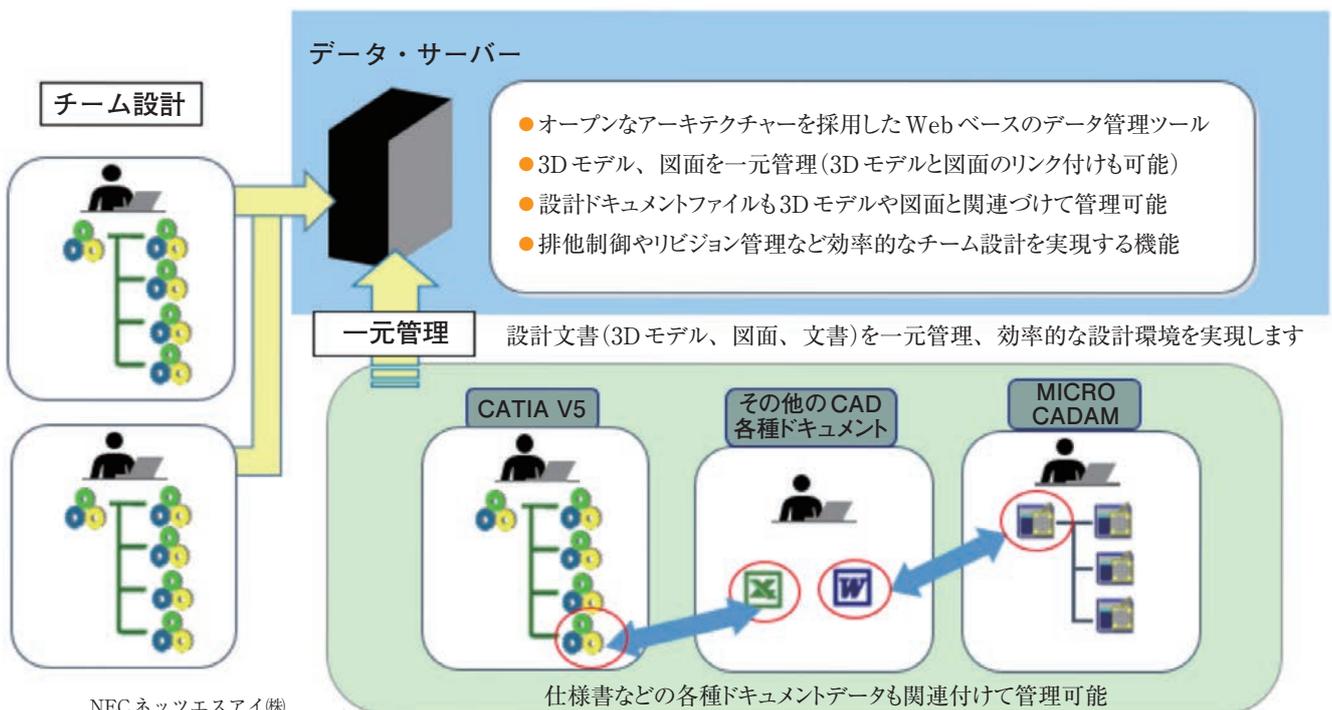
特に急務なのは、BIMデータの相互利用の円滑・確実・迅速性である。その反面セキュリティの強化と確実性の確保も重要である。

システム利用のビジネスモデルの検討も重要である。

今後、上記の課題について、当協会の取り組みとして検討を進めていきたい。



設計文書管理システム



■ (株)総合設備計画

常務取締役 千田 信義

～コロナ禍における企業の状況～

1. 社内を3エリアに区画

社内をA(設計エリア)、B(監理エリア)、C(本社エリア)の3エリア(別紙参照)に分け、集団感染リスク防止を図っております。

A(設計エリア)、B(監理エリア)、C(本社エリア)3エリアの相互立入を禁止、社内の打合せは、共用スペースで隔離を取り対応しております。

また、社内書類、郵便物等の受け渡しも共用スペースで対応しております。

2. 換気対策

10時30分から1時間おきに10分間の窓開けによる「換気」を行ない飛沫感染、接触感染拡大リスク防止を図っております。

また、12時30分からの昼休憩は、1時間の窓開けを行っております。

3. 喫煙スペース(灰皿)一時撤去

マスクなしによる近距離での会話は感染リスクを伴うので、正面玄関前の喫煙スペース(灰皿)を一時撤去しました。

4. 昼食は自席

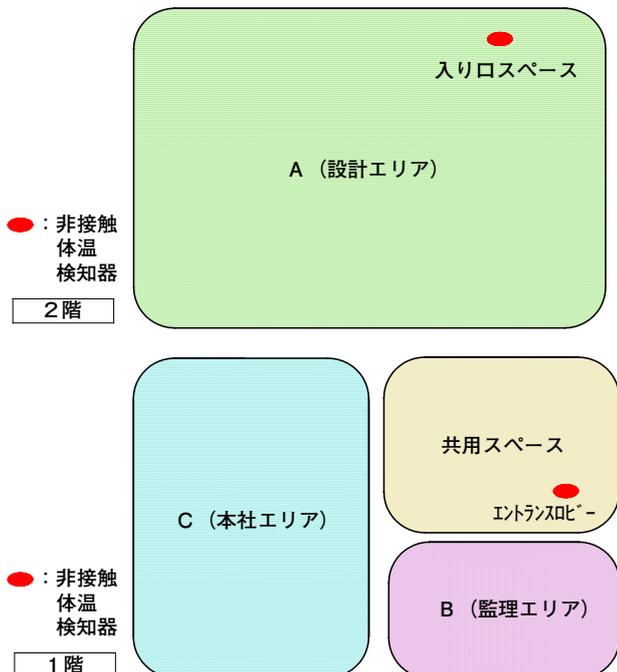
「3」同様、マスクなしによる近距離での会話は感染リスクを伴うので、社内で昼食をとる社員は、自席で対応しております。

5. 検温の推奨

1階エントランスロビーと2階入口スペースに「非接触体温検知器」を設置し、社外打合せへ行く社員には、必ず検温をお願いしております。

また、社内に感染を持ち込ませない為に、来訪者へも検温をお願いしております。

なお、屋外からの入館直後は、正しい検温ができないこと(低く検温される)に注意が必要となります。



■ (株)池下設計

東京設備支店 顧問 望月 温

弊社の主事業は、施工図(生産設計図)であり、社員の多くが、ゼネコンやサブコン等からの発注業務を社外勤務(派遣)又は社内勤務(請負)で対応しております。2回目の緊急事態宣言では、弊社の社内勤務者は、70%を目途にテレワークを実施しています。1回目の緊急事態宣言においても、ノートPCやVPNといった環境は整っていましたが、紙の出力やチェック図の作成が困難で、テレワークの大きな弊害となってしまいました。昨年末に社外勤務者を含む全従業員へiPadを支給することで、この問題を解決し、更に社員研修会や懇親会へも利用することで、コミュニケーションの活性化にも役立てています。

コロナにより人材採用方法についても大きく変更し、全ての過程をオンラインで対応できるようにした上に、応募者とのやり取りをメールからLINEへ変更し、迅速なやり取りを可能にしました。その効果もあってか、新卒・中途採用の両方で例年より多くの応募を頂いております。

弊社では、昨年5月から設備施工図事業を開始しましたが、目下、建築・設備をコラボレーションした生産設計図の提供という新たなサービスに取り組んでいます。コロナによりBIMを始めとしてDXが大きく進展する中で、我々も従来のやり方に固執せず、クライアントの立場に立って、やり方を変えていくことが大切であると思っております。

■ (株)ユニ設備設計

代表取締役 泉 祐三

昨年の3月以降、新型コロナウイルス感染症の防止策として企業へのテレワークの要請もあり当社においても所員からの要望があったことから、施主、建築設計事務所、現場に対して理解と協力のお願ひし、どうしても対面での打ち合わせが必要な場合を除きオンラインで対応を行ってまいりました。テレワーク体制移行に際しノートPCを所員各自に貸与、CADワークではノートPCの処理能力が低いいため作業効率を高めるため事務所で使用していたデスクトップPCも所員に貸与し、サーバーでデータを一元管理が可能となるハード面での設備投資を実施。昨年の8月末までの約半年間、業務遂行に支障が生じないか様子を見てきた結果、特に問題がないと判断。9月より就業規則、給与規定など



の改定を行い、勤怠管理ソフトを導入し完全テレワークによる運営に切り替えました。事務所内はフリーデスク化し、必要最小限のスペースを確保して事務所を移転。以前より約半分程度の面積に集約、家賃等の経費節減を図り効率化を進めてきました。社内的には週一回のオンラインミーティングで工程会議並びに各自の業務報告を行い、業務の

対応指示を行っている他、所員同士の打ち合わせもオンラインで実施。何か問題が生じた場合は上司や所員を含めて対処するよう対応を図っています。現在所員もテレワーク体制に慣れて問題無く業務の遂行が可能となっていることから今後もテレワーク体制で運営していく予定としております。

委員会報告

電気の基礎知識セミナー見学・研修会 「高圧受変電設備(キュービクル)研修会」

業務環境改善委員会 後継者育成小委員会 メーカー研修会
河村電器産業(株) 榎 寿哲

昨年11月～12月にかけて2020年度第2回METメーカー研修会を弊社ショールームにて実施させていただき、合計7回の研修会に20社から延べ74名様にご参加いただきました。

当日は参加された皆様に検温・消毒にご協力いただき、密を回避することで無事に開催することができました。

3時間に渡る研修会では座学だけではなく実機も見て、記号で描かれている物を確認していただきました。

弊社の主力製品「高圧受変電設備(キュービクル)」は普段図面上で見ている目にする機会が少なく、実機を安全な状態で見、触れることで理解を深め、今後の設計の参考にさせていただければと研修内容を企画しました。

実機のメンテナンススペースや機器の動作も経験していただき、記号だけでは分かりづらい配線スペースの必要性などもよりイメージがしやすくなったのではないかと思います。

また、キュービクル以外でも今後のEV普及に伴う増設が見込まれる一般家庭向けの普通充電器や地震による電気火災を防ぐ感震ブレーカ・トラッキング火災を防ぐ専用コンセント等当社の多岐に渡る製品をご覧いただきました。

今後も設計のお役に立つ新サービスや新商品を開発・ご紹介させていただくことで皆様に貢献して参ります。

BIM webセミナー

業務環境改善委員会 BIM小委員会
委員長 箱田 晃一

3月5日に開催されましたwebセミナーについてご報告致します。

今回のセミナーは国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課施設評価室課長補佐 田中 裕涼様にご講義頂きました。50名を超える協会員の皆様にご参加を頂き誠に有難うございました。

今回は国土交通省で進めております「建築BIM推進会議」の現在の動向、また今年度行われている「BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑モデル事業」についてご講義頂きました。

いずれもBIMの活用に対していかに他業種との連携をとれるかを検証された内容でした。今後BIMに関しては単なる3Dモデルではなく、インフォメーションの部分をもどの様に有効に活用するか、発注者に対して如何にメリットが出せるかを検討されている様です。特にBIMを利用したFMの推進の話は非常に興味深い内容で今後の検討結果も是非また次回ご講義頂ければと思っております。

今回のご講義に関連する内容は以下のHPからも閲覧できますので是非検索してみてくださいと思います。

●建築BIM推進会議

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/kenchikuBIMsuishinkaigi.html>
(TOPICSにガイドライン)

●第7回・第8回建築BIM環境整備部会(モデル事業報告資料)

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000118.html

●新規加入会員のご紹介●

	社名	業種
正会員	日本ハム設計(株)	建築設計(総合)
正会員	(株)窓和エンジニアリング	空調・衛生・電気設備設計
賛助会員	ダイナエアー(株)	調湿空調機の開発・販売・保守事業、空調・エネルギーコンサルティング事業、各種工事事業(管工事業・機械器具設置工事業)
賛助会員	日東工業(株)	高圧受変電設備、分電盤、ホーム分電盤、光接続箱、金属製キャビネット、樹脂製ボックス、システムラック、ブレーカ、開閉器、電気自動車(EV・PHEV)用充電器シリーズ、熱関連機器などの電気機械器具製造・販売および発電・売電事業

2021年3月23日

一般社団法人東京都設備設計事務所協会 会員各位

三井住友海上火災保険株式会社
東京南支店第一支社

建築設備賠償責任保険の継続内容のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当社業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り有り難く御礼申し上げます。

さて、昨今の事故件数と保険金支払額の増加に伴いまして、2021年5月31日始期の継続内容につきまして、保険料率の引き上げを予定しております。今後の安定的な団体保険制度の運営を図るため、大変恐縮ではございますが、何卒ご理解賜りたくよろしくお願い申し上げます。

また、商品改定(免責事項の明確化)を行いますので、併せてご確認の程よろしくお願い申し上げます。
敬具

記

1. 保険料改定

全ての会員企業様で10%未満の保険料率引き上げを予定しております。

2. 保険料の割増制度

過去から導入をしている制度ではございますが、改めてご案内をさせていただきます。

加入後過去5年間の事故件数によって、次の割増率が適用されます。

- ① 受取保険金が100万円以上の保険金請求を行った場合
⇒ 割増率100%
- ② 受取保険金が100万円以上の保険金請求を2回以上行った場合
⇒ 割増率100%、縮小支払割合50%
- ③ 受取保険金が100万円以上の保険金請求を3回以上行った場合
⇒ 割増率200%、縮小支払割合50%

3. 商品改定(免責事項の明確化)

免責事項を明確化するための導入であり、補償範囲を縮小するものではありません。

- サイバー攻撃^(注1)またはそのおそれに起因する損害賠償請求
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症の発生または発生のおそれに起因する損害賠償請求^(注2)
(注1) サイバー攻撃

被保険者が所有、使用または管理する情報システム(コンピュータ・システムを中心とする情報処理および通信にかかるシステムならびにネットワークをいいます。)に対する次の行為をいいます。

- ① 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条(定義)第4項に規定する行為その他の不正な手段によりユーザ以外の者が行うアクセスまたはユーザが行う権限外のアクセス
- ② DOS攻撃、D-DOS攻撃等情報システムに対する休止または阻害行為
- ③ マルウェアその他の不正なプログラムの送付、インストールまたは実行

(注2) 感染症の発生または発生のおそれに起因する損害賠償請求

これらに感染することを防ぐために講じた対策等に起因する損害賠償請求を含みます。

以上